

◎新潟県告示第407号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

沖布急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を結んだ線に囲まれた区域

長岡市

上塩字沖布

1890番5 1号

二日町字裏の山

2303番 2号から5号

上塩字塩別当沢

3449番1 6号及び8号

3450番1 7号

3449番2 9号及び10号

上塩字沖布

1910番6 11号

塩別当沢

3450番1 12号

上塩字沖布

1900番1 13号

1895番3 14号